

国民保健サービスの使用者拠出引上げ

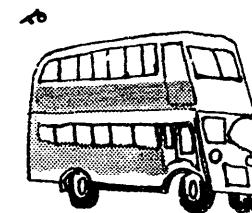
(イギリス)

Ennals 保健社会保障大臣は、4月23日下院第2読会に「国民保健サービス拠出法案」National Health Service Contribution Bill を提出して、つぎのような提案理由の説明を行なった。

「本法案は、均一定額の国民保健サービス拠出をアップ・ツウ・デイトにし、減少しつつある保健・福祉サービスの費用に充当する部分のテコ入れを図るものである。

均一定額システムをもってしては、その収入は毎年ほぼ横這いの状態である。しかし、拠出による収入は横這いでありながら保健・福祉サービスの費用は増加の一途をたどっている。

本法案は、平年で約5,300万ポンドの増収を図るために拠出を引上げんとするものである。しかし、これでも保健・福祉サービス費



用の増加の一部を相殺する程度のものにすぎない。

1960～61年においては、総額9億6,100万ポンドが保健・福祉サービスに支出された。昨年は19億7,300万ポンドで2倍以上の増加となっている。

使用者の負担増は、保健サービスによる使用者の利益を反映させるものである。生産の維持は労働に適し労働可能な労働力に依存する。もし国民保健サービスがなければ、使用者は自らサービスを提供しなければならない。拠出引上げは生活費に大いに影響すると憂慮されているようだが、その全額が労働コストに回されたとしても小売物価指数の0.1%にもあたらない。

受益者負担は、サービスの総費用の5%未満にとどめ、本法案による拠出引上げ分とあ

わせて総費用の約15%にとどめる。爾余の85%は中央および地方の税収にまつ。

本法案は、現在の週8ペンスの使用者拠出負担を1シリング8ペンスに引上げんとするものである。」

審議の要旨はつぎのとおりであった。

Lord Balniel (保守)、1961年に首相は「New statesman」誌において、「年をおって、保健サービスとその拠出は一般税収によるべしとする議論が強力になりつつある」とのべている。現在、政府は全く異なった道をとりつつあり、一般税収による財源調達方式をとるどころか均一定額拠出を引上げる方法をとっている。過去において、歴代の政府は産業の負担する拠出引上げについてはつねに慎重であった。その理由は、減税の見地あるいは産業への課税水準の低い社会においては、こうした配慮がなければ、拠出引上げにともなう物価上昇がもたらされることを、意味するからである。拠出引上げ分は、価格に付加されることになる。産業は負担が不可能となり、消費者に転化され、その結果、生活困窮層を苦しめることになる。

自由意志により保健に投資しうる追加的資源が存在するのに政府がそれを阻止するということは信じ難いことだ。もし人々が税のほかに民間健康保険に支払うことを希望するならば、これは奨励されるべきであり阻止るべきではない。使用者拠出の引上げ分は処方箋料を廃止するのに必要とされる金額とほぼ同額である。これが総選挙を直前に控えた現在の金の行方である。

Shirley Summerskill (労働) 使用者拠出は9年間すえ置かれてきた。今回の引上げによってもまだ使用者負担は被用者拠出の約半分にしかならない。これは、他のほとんどのヨーロッパ諸国における使用者負担よりも少ないものである。

Pavitt (労働) 包括的保健サービスの財源調達方法の最も公平かつ適正な方途は国庫によるものである。使用者は、国民保健サービスという大変安い買物をしている。労働力を保全する国民保健サービスによって使用者は直接的な利益をうけている。

Maurice Macmillan (保守) 政府は、予算に多額に余裕があるのに、保健サービスの費

用を一般税収から賄う考え方を廃棄したのはなぜか。

O' Malley (保健・社会保障次官) 政府が望ましいと考えている計画に財源上の困難がある際、所得比例制度の導入を控えて、短期的な局面を考慮せざるをえない。使用者負担の修正は当然の要請である。使用者およびイギリス産業への最大の負担の一つは、傷病によ

り労働力が失われる日数である。保健サービスの改善により導かれるものは使用者をも保護することになるのである。

本法案は、237票対159票で第2読会を通過した。

The Times.

(田中 寿 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

社会的給付負担の平等待遇要求

——スウェーデン——

スウェーデンでは、この秋に予定されている賃金と俸給の団体交渉を前にして、労働組合総同盟の委員長 Arne Geijer が、賃金取得者と俸給取得者による社会的給付の負担について、平等待遇の要求を打ち出した。

使用者連盟 S A F はこの問題を検討中であるが、Geijer の意見によれば、もし、団体交渉でこの要求が実現できなければ、そのときには、法律を設ける手段による問題の解決が、予定さ

れている。

現在、社会的給付の負担が税込みの賃金(年)に占める比率は、賃金労働者が 21.4% であるのに、俸給取得者が 31.0% となっており、両者の間には、ほぼ 10% の開きが現われている。社会的給付の負担について、このような不平等が存在するのは、工業部門の俸給取得者に設けられている特殊な補足的年金で、かれらは、賃金取得者よりも 8% 以上の拠出を負担していることによるものといわれている。Geijer の発言は、賃金取得者と俸給取得者にみられるこのように不平等な負担を、除去しようとするものである。

(平石長久 社会保障研究所)